



コミュニティバスが新しくなりました！

9月24日(火)から、コミュニティバスが新しくなりました。車種は白のトヨタハイエースです。変わったばかりで、まだ見慣れないと思いますが、車体に「新富町コミュニティバス」と表示してありますので、ご確認の上、乗り過ぎのしないようご注意ください。

新富町では、今後もより一層の安全・安心、便利なコミュニティバスの運行に努めてまいります。

環境

町花「ルピナス」の種まき、 「クリーンアップ宮崎」実施のお知らせ

環境美化運動「クリーンアップ宮崎」としてごみ拾い活動と、町花「ルピナス」の種まきを併せて実施します。

町民のみなさまの参加をお待ちしております。

○日時：11月2日(土) 午前8時(1時間程度)

○場所：富田浜公園周辺

○持参いただくもの：軍手、前かきなど

※ごみ袋はこちらで準備します。

◆問合せ 環境水道課 担当：杉田英峻 ☎33-6072

まちおこし政策課 担当：岡本光代 ☎33-6029

注意

日向新富駅 駐輪場の放置自転車を 一斉撤去します！

最近、日向新富駅 駐輪場に長期間放置されていると思われる自転車が多数あり、利用しにくくなっています。

つきましては、このような自転車について、一斉撤去を実施しますので、ご了承ください。

○一斉撤去日：10月18日(金)

◆問合せ 総務財政課 担当：清紀文 ☎33-6002

健診

特定セット健診 追加日程のお知らせ ～受診していない方対象～

6月から8月にかけて国民健康保険の方を対象に実施した特定セット健診を、受診できなかった方を対象に、下記のとおり追加健診を行いますので、希望される方はお申し込みください。

○健診期日：10月5日(土)、20日(日)

○受付時間：午前7時30分～9時

○場所：保健相談センター

○申込方法：いきいき健康課まで電話等でご連絡ください。

○定員：100人 ※定員になり次第、締め切り。

○健診内容

健診種目	40～64 歳	65 歳以上
特定健診・みつば健診	無料	無料
肝炎ウイルス検診		
胃がん検診	1,000 円	
大腸がん検診	500 円	
前立腺がん検診	500 円 (50～64 歳)	

◆問合せ いきいき健康課 担当：通山麗香 ☎33-6059

助成

新富環境保全型農業育成支援事業 補助金のご案内

環境保全を重視した農業生産への転換を図るため、下記のとおり補助金交付を行います。

○補助対象経費：生分解性マルチの購入に要する費用

※ただし使用する面積が 10a 以上の場合に限る。

○補助金額(補助率)：経費の 1/3 以内

○補助対象者：次のいずれかに該当する方。

①新富町に居住する耕作者。

②新富町に事務所を有する農業生産法人またはそのほかの農業者などが組織する団体。

○申込方法：農業振興課に備え付けの①事業計画書②収支予算書をご提出ください。

○申込期限：10月11日(金)

◆問合せ 農業振興課 担当：轟木威人 ☎33-6034

相談

「人権・なやみごと相談所」の開設

私たちの町の人権擁護委員が、悩み・心配事の相談をお受けします。秘密は守られます。気軽にご相談ください。

○日時：10月4日(金)午前10時～午後3時

○場所：上新田公民館 ○相談料：無料

○相談内容：金銭貸借・売買・相続・登記関係・その他民事・家事問題・交通事故・その他心配事。

◆問合せ 町民こども課

担当：小倉令子 ☎33-6071

注意 環境水道課からのお願い

◆問合せ 環境水道課 担当: ^{ながの}永野・^{すぎた}杉田 ☎33-6072

【ごみの野外焼却はやめましょう！】

最近、ごみの屋外焼却による住宅内への煙侵入や洗濯物への臭い付着などの苦情が、多数寄せられています。各家庭でのごみの焼却は行わないよう、ご理解とご協力をお願いします。

【犬の放し飼い、フンの放置はやめましょう！】

☆犬の放し飼いやリードなしでの散歩は、宮崎県犬取締条例で禁止されています。自分の家の敷地内であっても放し飼いはやめましょう。

☆散歩時の犬のフンの後始末で苦情が寄せられています。ビニール袋などに入れて持ち帰るようにしましょう。

農林 農業用廃プラスチック収集

※今回と11月・12月の収集は「農業用廃プラ排出促進助成」により、料金が安くなります。

区分	廃ポリフィルム・ 廃資材	廃ビニール
収集日	10月3日(木)	10月4日(金)
時間	午前8時30分～正午・午後1時～3時	
回収場所	児湯農協新富茶工場(十文字)	
料金※ (税込)	23円/kg (通常26.25円)	5円/kg (通常6.552円)
徴収方法	○現金徴収 ○デポジット制度利用者は、前払いしてある金額の範囲内は無料です。排出する種類に関係なく利用できます。ただし、超過した重量分は現金徴収となります。	
持込方法	マルチ・ポリはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束する。 小物類は透明袋(透明袋は廃プラ収集時に配布するほか、農業振興課・農協資材課でも常時配布しています)に入れ、バラバラにならないように搬入する。 消毒タンク、塩ビパイプなど規格の大きなものは、運びやすい大きさに切って搬入する。(塩ビパイプは2m程度)	ビニールはバラバラにならないように同一資材でしっかりと結束する。黒紐は必ず抜くこと。(白紐は可)
注意事項	廃プラ ID カードをお持ちの方は、必ず持参してください。	

☆廃プラの野焼き・不法投棄は法律で禁止されています。適正な処理をお願いします。

☆茶工場周辺の十文字の交差点は、いずれの進入路も一旦停止です。ご注意ください。

☆次回収集予定は11月7日(木)・8日(金)です。

◆問合せ 農業振興課 担当: ^{とどろきたかひと}轟木威人 ☎33-6034

年金

国民年金保険料 後納制度のお知らせ ～納付可能期間延長～

国民年金保険料の納付期間である2年を経過し、納めることのできなくなった未払いの保険料を、平成24年10月から平成27年9月までの3年間に限り、納付することができる制度ができました。

【後納制度の利点】

過去10年間に納め忘れた保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金受給権の確保につなげることができます。

【制度を利用できる方】

※高齢基礎年金を受給している方はお申し込みできません。
※納めていただく保険料には、当時の納付額に一定の金額が加算されます。

- ①20歳以上60歳未満の方で、10年以内に納め忘れの期間(納付・免除以外)や未加入期間をお持ちの方。
- ②60歳以上65歳未満の方で、①の期間のほか任意加入中に納め忘れの期間をお持ちの方。
- ③65歳以上の方で、年金受給資格がなく任意加入中の方。

☆毎月の保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。期限までに納めないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できなくなることがありますので、納め忘れのないようお願いいたします。

◆問合せ 高鍋年金事務所 ☎23-5111

新富町役場町民こども課

担当: ^{いけだみき}池田美季 ☎33-6071

国民年金保険料専用ダイヤル ☎0570-011-050

募集

第22回 町長杯 ミニバレーボール大会 参加者募集

○日時: 11月4日(月) 午前9時 ○場所: 町体育館

○参加資格: 町内外の一般女性チーム

○種目: 4人制 1部(49歳以下)・2部(50歳以上)

○参加料: 1チーム2,000円 弁当代1個300円

○申込方法: 事務局までご連絡ください。

○申込期限: 10月28日(月)午後5時まで

○その他: スポーツ安全保険に必ず加入してください。

◆問合せ 新富町ミニバレーボール協会事務局

担当: ^{むとう}武藤 ☎33-0610 FAX33-0916

新富町一般会計 9 月補正で、景気対策と基幹産業である農業振興・地域産業の保護を目的として、約3億5千万円を新たに予算計上しました！

**その結果、予算総額が 100 億円を突破！
超積極型予算で攻めの政策を実行します！**

国や県の事業などを積極的に活用し、財源確保に努めています！



募集

**新富町公共施設
指定管理者募集**

- 募集施設：新富町文化会館・新富町温泉健康センター「サン・ルピナス」
- 指定管理期間：平成26年4月1日～平成29年3月31日まで(3年間)
- 応募方法：参加申請書等を提出の上、各募集要項に従い応募書類を提出ください。
※募集要項等は、まちおこし政策課に備え付けているほか、町ホームページにも掲載しています。
- 書類等提出期限：①参加申請書等 ⇒ 10月18日(金)
②応募書類 ⇒ 10月31日(木) ※受付は10月25日(金)から。

◆問合せ まちおこし政策課

担当：外園高士 ☎33-6012

平成 25 年度 行政相談週間



総務省では、行政相談制度を広く国民に周知し、利用していただくために、10月21日(月)～27日(日)までの一週間を「行政相談週間」として、広報活動や相談所の開設を、全国各地で行っています。

毎日の暮らしの中で、国、県、町などの仕事について苦情やお困りのことがありましたら、行政相談委員にご相談ください。

新富町では下記の日程で相談所を開設します。相談は無料で、秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

	定例行政相談	巡回行政相談
期日	10月25日(金)	10月13日(日)
時間・場所	午前9時30分～正午 老人福祉センター (☎33-4213)	午前9時30分～11時30分 新田公民館(☎33-1018)
		午後1時30分～3時30分 上新田公民館(☎35-1023)
行政相談員	高木正敏	



《行政相談シンボルマーク》

【受け付ける相談内容<行政(国・県・町等)に関する事>】

下記のようなお困りごとなどありましたら、気軽にご相談ください。

- 苦情や困っていることがある。制度や仕組みが分からない
- 相談してみたが説明や措置などに納得がいかない
- 困っていることなどについて、どこに相談してよいか分からない



※全国どこからでも同じ電話番号でかけられる ◎行政苦情 110 番 : 0570-090-110 (お困りならマルマル苦情 110 番) をご利用ください。

◆問合せ 総務省宮崎行政評価事務所 ☎0985-24-3370 新富町役場総務財政課 担当: 清紀文 せいとしふみ ☎33-6002

新富町就農支援交付金と青年就農給付金(経営開始型) に関するお知らせ

◆問合せ 農業振興課

担当: 比江島信也 ひえしましんや ☎33-6034

国は、平成 24 年度から青年就農給付金制度を創設し、独立・自立した青年就農者の大幅な増加を図るため、給付金を支給する事業を行っています。

新富町では、現在の国の青年就農給付金の要件が厳しく、該当者が少ない状況を踏まえ、町独自に、農業後継者の確保や担い手を育成することなどを目的に「新富町就農支援交付金事業」を開始することにしました。

それぞれの制度については、下記の要件等をご参照いただき、該当すると思われる方は、農業振興課までお問い合わせください。

【国事業 青年就農給付金(経営開始型)】

○給付対象者: 次の①～⑤すべての要件などを満たしている方。

- ①<所得>前年度の総所得が 250 万円未満。②<就農時期>平成 20 年 4 月以降に農業経営を開始していること。
- ③<年齢・意欲>独立・自営就農時の年齢が 45 歳未満で、農業経営者となることに強い意欲を有していること。
- ④<権利>本人が主宰権および農地の所有権または利用権を有していること。⑤<設備>主要な農業施設・機械を有していること。

○給付金額・期間: 1 人あたり年間 150 万円。最長 5 年間。

【町事業 新富町就農支援交付金】

○交付対象者: 次の①～⑤すべての要件などを満たしている方。

- ①<経営形態等>新富町に住所を有している、専業農家(法人を含む。)の後継者(ただし現農業経営者 1 人につき、交付対象後継者は 1 人とする。)または新規就農者(親元から独立し、主宰権を持っている場合を含む。)であること。②<年齢・意欲>就農時において、年齢が 45 歳未満であり、営農への強い意欲を有していること。
- ③<就農期間>5 年以上が見込めること。④<就農時期>平成 20 年 4 月以降に就農した者で、就農から 1 年以上経過していること。⑤<その他>青年就農給付金(経営開始型)の助成対象でないこと。(青年就農給付金の給付期間中に要件を満たさず、当該給付金を受給していない場合を除く。)

○交付金額: 就農時に 50 万円。更に、就農後 5 年以内に農業経営に関する主宰権を持って、独立・自営・経営継承したときは、50 万円を追加交付する。合計最大 100 万円。